

滋賀県感染症発生動向調査事業実施要綱新旧対照表

改正後（令和7年4月7日改正）	現行（令和6年4月1日改正）
<p>滋賀県感染症発生動向調査事業実施要綱</p> <p>第1 趣旨及び目的 (略)</p> <p>第2 対象感染症</p> <p>1 全数把握の対象 (略)</p> <p>2 定点把握の対象</p> <p>A 五類感染症(定点)</p> <p>(88)RSウイルス感染症、(89)咽頭結膜熱、(90)インフルエンザ（鳥インフルエンザおよび新型インフルエンザ等感染症を除く。）、(91)A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、(92)感染性胃腸炎、<u>(93)急性呼吸器感染症（インフルエンザ（鳥インフルエンザおよび新型インフルエンザ等感染症を除く。）、RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、クラミジア肺炎（オウム病を除く。）、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）、百日咳、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ</u></p>	<p>滋賀県感染症発生動向調査事業実施要綱</p> <p>第1 趣旨及び目的 (略)</p> <p>第2 対象感染症</p> <p>1 全数把握の対象 (略)</p> <p>2 定点把握の対象</p> <p>A 五類感染症(定点)</p> <p>(88)RSウイルス感染症、(89)咽頭結膜熱、(90)インフルエンザ（鳥インフルエンザおよび新型インフルエンザ等感染症を除く。）、(91)A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、(92)感染性胃腸炎、(93)急性出血性結膜炎、(94)クラミジア肺炎（オウム病を除く。）、(95)細菌性髄膜炎（インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。）、(96)新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）、(97)水痘、(98)性器クラミジア感染症、(99)性器ヘルペスウイルス感染</p>

肺炎を除く。）、(94) 急性出血性結膜炎、(95) クラミジア肺炎（オウム病を除く。）、(96) 細菌性髄膜炎（インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。）、(97) 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）、(98) 水痘、(99) 性器クラミジア感染症、(100) 性器ヘルペスウイルス感染症、(101) 尖圭コンジローマ、(102) 手足口病、(103) 伝染性紅斑、(104) 突発性発しん、(105) ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、(106) ヘルパンギーナ、(107) マイコプラズマ肺炎、(108) 無菌性髄膜炎、(109) メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(110) 薬剤耐性緑膿菌感染症、(111) 流行性角結膜炎、(112) 流行性耳下腺炎、(113) 淋菌感染症

B (略)

C (略)

第3 (略)

第4 実施体制の整備

県域における患者情報、疑似症情報および病原体情報（検査情

症、(100)尖圭コンジローマ、(101)手足口病、(102)伝染性紅斑、(103)突発性発しん、(104)ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、(105)ヘルパンギーナ、(106)マイコプラズマ肺炎、(107)無菌性髄膜炎、(108)メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(109)薬剤耐性緑膿菌感染症、(110)流行性角結膜炎、(111)流行性耳下腺炎、(112)淋菌感染症

B (略)

C (略)

第3 (略)

第4 実施体制の整備

県域における患者情報、疑似症情報および病原体情報（検査情報も含む。以下同じ。）を統一的に収集・分析し、これらを速やか

報も含む。以下同じ。)を統一的に収集・分析し、これらを速やかに健康医療福祉部感染症対策主管課および各保健所に提供するとともに、平成11年3月19日付け健医発第48号厚生省保健医療局長通知の別添「感染症発生動向調査実施要綱(以下「国要綱」という。)」(平成27年11月9日一部改正)に基づく中央感染症情報センター(国立健康危機管理研究機構)に報告し、全国の情報を収集するため、国要綱に基づく感染症情報センターの機能(以下「感染症情報センター」という。)は衛生科学センターが担うものとし、

第5 事業の実施

1・2 (略)

3 定点把握対象の五類感染症

(1) (略)

(2) 定点の選定、調査単位等

ア (略)

(ア) 対象感染症のうち、第2の(88)、(89)、(91)、(92)、(98)、(102)から(104)まで、(106)及び(112)までに掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関(主として小児科医療を提供しているもの)を小児科定点として指定します。小児科定点として指定する定点医療機関数の基準は、下表により算出することとし、指定された医療機関は、(イ)の急性呼吸器感染症定点((88)、(89)、(90)、(91)、(93)、(97)および(106)の届出を行う医療機関をいいます。以下同じとします。)として協力いただくこととします。なお、インフルエンザ定点と COVID-19 定点 は同一とする

に健康医療福祉部感染症対策主管課および各保健所に提供するとともに、平成11年3月19日付け健医発第48号厚生省保健医療局長通知の別添「感染症発生動向調査実施要綱(以下「国要綱」という。)」(平成27年11月9日一部改正)に基づく中央感染症情報センター(国立感染症研究所感染症疫学センター内)に報告し、全国の情報を収集するため、国要綱に基づく感染症情報センターの機能(以下「感染症情報センター」という。)は衛生科学センターが担うものとし、

第5 事業の実施

1・2 (略)

3 定点把握対象の五類感染症

(1) (略)

(2) 定点の選定、調査単位等

ア (略)

(ア) 対象感染症のうち、第2の(88)、(89)、(91)、(92)、(97)、(101)から(103)まで、(105)及び(111)までに掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関(主として小児科医療を提供しているもの)を小児科定点として指定します。小児科定点として指定する定点医療機関数の基準は、下表により算出することとし、指定された医療機関は、(イ)のインフルエンザ定点、新型コロナウイルス感染症(以下、「COVID-19」とする)定点として協力いただくこととします。なお、インフルエンザ定点と COVID-19 定点 は同一とする(インフルエンザ/COVID-19 定点)。

(インフルエンザ／COVID-19 定点)。

保健所管内人口	定点数
～ <u>11.5</u> 万人	1
<u>11.5</u> 万人～ <u>18.5</u> 万人	2
<u>18.5</u> 万人～	$3 + (\text{人口} - \underline{18.5}\text{万人}) / \underline{7.5}\text{万人}$

(イ) 対象感染症のうち、第2の(88)、(89)、(90)、(91)、(93)、(97) および (106) については、前述 (ア) で選定した小児科定点のうち急性呼吸器感染症定点として協力いただくことに加え、内科を標榜する医療機関 (主として内科医療を提供しているもの) を内科定点として指定し、両者を合わせた急性呼吸器感染症定点および別途後記 (オ) に定める基幹定点を指定します。

内科定点として指定する定点医療機関数の基準は、下表により算出することとします。

保健所管内人口	定点数
～ <u>15</u> 万人	1
<u>15</u> 万人～ <u>25</u> 万人	2
<u>25</u> 万人～	$3 + (\text{人口} - \underline{25}\text{万人}) / 10\text{万人}$

なお、基幹定点における届出基準は、急性呼吸器感染症定点と異なり、(90)、(97) の入院患者に限定されることに留意

保健所管内人口	定点数
～3万人	1
3万人～7.5万人	2
7.5万人～	$3 + (\text{人口} - 7.5\text{万人}) / 5\text{万人}$

(イ) 対象感染症のうち、第2の(90)に掲げるインフルエンザ(鳥インフルエンザおよび新型インフルエンザ等感染症を除く。以下同じ。) および、(96) 新型コロナウイルス感染症については、前述 (ア) で選定した小児科定点にインフルエンザ定点および COVID-19 定点として協力いただくことに加え、内科を標榜する医療機関 (主として内科医療を提供しているもの) を内科定点として指定し、両者を合わせたインフルエンザ定点、COVID-19 定点および別途後記 (オ) に定める基幹定点を指定します。

内科定点として指定する定点医療機関数の基準は、下表により算出することとします。

保健所管内人口	定点数
～7.5万人	1
7.5万人～12.5万人	2
12.5万人～	$3 + (\text{人口} - 12.5\text{万人}) / 10\text{万人}$

なお、基幹定点における届出基準は、インフルエンザ定点および COVID-19 定点と異なり、入院患者に限定されること

すること。

(ウ) 対象感染症のうち、第2の(94)および(111)に掲げるものについては、(省略)

(エ) 対象感染症のうち、第2の(99)から(101)までおよび(113)に掲げるものについては、(省略)

(オ) 対象感染症のうち、第2の(92)のうち病原体がロタウイルスであるもの、(95)、(96)、(105)および(107)から(110)まで掲げるものについては、(省略)

イ 病原体定点

(中略)

(ア) (略)

(イ) アの(ア)により選定された患者定点のおおむね10%を小児科病原体定点として、第2の(88)、(89)、(91)、(92)、(98)、(102)から(104)まで、(106)および(112)までを対象感染症とします。

(ウ) アの(イ)により選定された患者定点のおおむね10%を急性呼吸器感染症定点として、第2の(84)、(88)、(89)、(90)、(91)、(93)、(95)、(97)、(106)および(107)を対象感染症とします。なお、急性呼吸器感染症定点の選定に当たっては、小児科定点から10%以上および内科定点から10%以上を、それぞれ3定点と2定点を下回らないよう選定することとし、法第14条の2第1項に規定する指定提出機関と

に留意すること。

(ウ) 対象感染症のうち、第2の(93)および(110)に掲げるものについては、(省略)

(エ) 対象感染症のうち、第2の(98)から(100)までおよび(112)に掲げるものについては、(省略)

(オ) 対象感染症のうち、第2の(92)のうち病原体がロタウイルスであるもの、(94)、(95)、(104)および(106)から(109)まで掲げるものについては、(省略)

イ 病原体定点

(中略)

(ア) (略)

(イ) アの(ア)により選定された患者定点のおおむね10%を小児科病原体定点として、第2の(88)、(89)、(91)、(92)、(97)、(101)から(103)まで、(105)および(111)までを対象感染症とします。

(ウ) アの(イ)により選定された患者定点のおおむね10%をインフルエンザ病原体定点として、第2の(90)を対象感染症とします。なお、インフルエンザ病原体定点の選定に当たっては、小児科定点から10%以上および内科定点から10%以上を、それぞれ3定点と2定点を下回らないよう選定することとし、法第14条の2第1項に規定する指定提出機関と

して指定します。

(エ) アの(ウ)により選定された患者定点のおおむね10%を眼科病原体定点として、第2の(94)および(111)を対象感染症とします。

(オ) アの(オ)により選定された患者定点の全てを基幹病原体定点として、第2の(92)のうち病原体がロタウイルスであるもの、(96)および(108)を対象感染症とします。

(3) 調査単位等

ア 患者情報のうち、(2)のアの(ア)、(イ)、(ウ)および(オ) (第2の(105)、(109)および(110)に関する患者情報を除く。)により選定された患者定点の関するものについては、1週間(月曜日から日曜日)を調査単位として、(2)のアの(エ)および(オ) (第2の(105)、(109)および(110)に関する患者情報のみ)により選定された患者定点に関するものについては、各月を調査単位とします。

なお、(2)のアの(イ)により選定された患者定点は、(88)、(89)、(90)、(91)、(93)、(97)および(106)については、別に定める届出基準に一致するものとして当該患者の総数を「急性呼吸器感染症」として届出を行うほか、(90)および(97)については、疾病毎の患者数を届出ることとします。

イ 病原体情報のうち、(2)のイの(ウ)により選定された病原体定点に関するものについては、第2の(84)、(88)、(89)、

して指定します。

(エ) アの(ウ)により選定された患者定点のおおむね10%を眼科病原体定点として、第2の(93)および(110)を対象感染症とします。

(オ) アの(オ)により選定された患者定点の全てを基幹病原体定点として、第2の(92)のうち病原体がロタウイルスであるもの、(95)および(107)を対象感染症とします。

(3) 調査単位等

ア 患者情報のうち、(2)のアの(ア)、(イ)、(ウ)および(オ) (第2の(104)、(108)および(109)に関する患者情報を除く。)により選定された患者定点の関するものについては、1週間(月曜日から日曜日)を調査単位として、(2)のアの(エ)および(オ) (第2の(104)、(108)および(109)に関する患者情報のみ)により選定された患者定点に関するものについては、各月を調査単位とします。

イ 病原体情報のうち、(2)のイの(ウ)により選定された病原体定点に関するものについては、第2の(90)に掲げ

(90)、(91)、(93)、(95)、(97)、(106) および(107) について、1 週間（月曜日から日曜日）を調査単位とします。その他の病原体定点に関するものについては、各月を調査単位とします。

ウ 病原体情報のうち、(2) のイの (ウ) により選定された病原体定点に関するものうち、第2の (97) のゲノム解析については、各月を調査単位とする。

(4) 実施方法

ア (略)

イ 病原体定点

(ア) 病原体定点として選定された医療機関は、下記の (ウ)、(エ) およびその他 必要に応じて検査のために検体等を採取します。

(イ) (略)

(ウ) (2) のイの (イ) により選定された病原体定点においては、第2の(88)、(89)、(91)、(92)、(98)、(102) から (104) まで、(106) および (112) の対象感染症のうち、患者発生状況等を踏まえ滋賀県においてあらかじめ選定した複数の感染症について、調査単位ごとに、おおむね4症例からそれぞれ少なくとも1種類の検体を送付するものとします。

るインフルエンザの流行期（(2) のアの (イ) により選定された患者定点当たりの患者発生数が都道府県単位で1を超えた時点から1を下回るまでの間）には1週間（月曜日から日曜日）を調査単位とし、非流行期（流行期以外の期間）には各月を調査単位とします。その他の病原体定点に関するものについては、各月を調査単位とします。

(新設)

(4) 実施方法

ア (略)

イ 病原体定点

(ア) 病原体定点として選定された医療機関は、必要に応じて検査のために検体等を採取します。

(イ) (略)

(ウ) (2) のイの (イ) により選定された病原体定点においては、第2の(88)、(89)、(91)、(92)、(97)、(101) から (103) まで、(105) および (111) の対象感染症のうち、患者発生状況等を踏まえ滋賀県においてあらかじめ選定した複数の感染症について、調査単位ごとに、おおむね4症例からそれぞれ少なくとも1種類の検体を送付するものとします。

(エ) (2) のイの (ウ) により選定された病原体定点におい

(エ) (2) のイの (ウ) により選定された病原体定点においては、原則 (2) のアの (イ) より選定された患者定点にて探知された症例から採取し、調査単位ごとに、送付するものとします。検体の選定法については、原則、(2) のイの (ウ) により選定された病原体定点の営業日のうち週はじめから数えて第2営業日に収集された、はじめの5検体を目標に提出するものとします。なお、第2の (97) のゲノム解析で用いる検体は衛生科学センターで選定するため、(2) のイの (ウ) により選定された病原体定点で区別し送付する必要はありません。

ウ～エ (略)

オ 衛生科学センター

(ア) (略)

(イ) 検査のうち、衛生科学センターにおいて実施することが困難なものについては、必要に応じて、国立健康危機管理研究機構または他の都道府県等の検査可能な機関に協力を依頼します。

(ウ) 衛生科学センターは、都道府県域を超えた感染症の集団発生があった場合等の緊急の場合および国から提出を求められた場合にあつては、検体等を国立健康危機管理研究機構に送付します。

(エ) 第2の (97) については、(4) のイの (エ) で提出された検体を用いて、調査単位ごとに、衛生科学センターにおいて 20 件程度を目安に全ゲノム解析を実施します。その結果は、民間検査機関や大学などに解析を依頼

ては、第2の(90)に掲げるインフルエンザ(インフルエンザ様疾患を含む。)について、調査単位ごとに、少なくとも1検体を送付するものとします。

ウ～エ (略)

オ 衛生科学センター

(ア) (略)

(イ) 検査のうち、衛生科学センターにおいて実施することが困難なものについては、必要に応じて、国立感染症研究所または他の都道府県等の検査可能な機関に協力を依頼します。

(ウ) 衛生科学センターは、都道府県域を超えた感染症の集団発生があった場合等の緊急の場合および国から提出を求められた場合にあつては、検体等を国立感染症研究所に送付します。

(新設)

する場合でも、衛生科学センターで集約し、速やかに国立感染症研究所の PathoGens (Pathogen Genomic data collection System) および GISAID (Global Initiative on Sharing All Influenza Data) にゲノム情報と検体採取日などのメタデータを登録します。なお、関係機関と連携し十分な情報共有を実施する場合は、衛生科学センター以外が登録機関となっても差し支えありません。

カ (略)

キ 健康医療福祉部感染症対策主管課

健康医療福祉部感染症対策主管課は、感染症情報センターから提供された患者情報および病原体情報について、週報（月単位の場合は月報）として、滋賀県医師会、滋賀県病院協会、総務部総務課、県教育委員会事務局保健体育課、子ども若者部子ども若者政策・私学振興課および健康医療福祉部内各課に提供します。また、感染症情報センターが収集、分析した患者情報および病原体情報を対策に利用し、関係機関との連携・調整を行います。なお、緊急の場合および国から対応を求められた場合においては、直接必要な情報を収集するとともに、国および他の都道府県等とも連携の上、迅速な対応を行います。

4・5 (略)

第6 その他 (略)

付 則

カ (略)

キ 健康医療福祉部感染症対策主管課

健康医療福祉部感染症対策主管課は、感染症情報センターから提供された患者情報および病原体情報について、週報（月単位の場合は月報）として、滋賀県医師会、滋賀県病院協会、総務部総務課、県教育委員会事務局保健体育課および健康医療福祉部内各課に提供します。また、感染症情報センターが収集、分析した患者情報および病原体情報を対策に利用し、関係機関との連携・調整を行います。なお、緊急の場合および国から対応を求められた場合においては、直接必要な情報を収集するとともに、国および他の都道府県等とも連携の上、迅速な対応を行います。

4・5 (略)

第6 その他 (略)

付 則

この実施要綱は、平成13年4月1日から施行します。

(中略)

付 則

この実施要綱は、令和6年4月1日から施行します。

付 則

この実施要綱は、令和7年4月7日から施行します。

「届出基準等通知」の取り扱い

(略)

この実施要綱は、平成13年4月1日から施行します。

(中略)

付 則

この実施要綱は、令和6年4月1日から施行します。

「届出基準等通知」の取り扱い

(略)

別表 1

別表 1 患者定点の種別、担当すべき医療機関の条件、対象疾患、調査単位および報告様式

患者定点の種別	担当すべき医療機関の条件等	対象疾患	調査単位	報告様式
小児科定点	小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）	(88)RSウイルス感染症、(89)咽頭結膜熱、(91)A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、(92)感染性胃腸炎、(97)水痘、(101)手足口病、(102)伝染性紅斑、(103)突発性発しん、(105)ヘルパンギーナ、(111)流行性耳下腺炎	週単位 (月曜日から日曜日)	別記 様式 6-1
急性呼吸器感染症定点	以下の小児科定点と内科定点とする。	(88)RSウイルス感染症、(89)咽頭結膜熱、(90)インフルエンザ(鳥インフルエンザおよび流行性インフルエンザ等感染症を除く。)、(91)A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、(92)急性呼吸器感染症(インフルエンザ(鳥インフルエンザおよび流行性インフルエンザ等感染症を除く。)、RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、溶血性レンサ球菌咽頭炎、クラミジア肺炎(オウム病を除く。)、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)、百日咳、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎を除く。)、(99)新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)、(106)ヘルパンギーナ	週単位 (月曜日から日曜日)	別記 様式 6-2
小児科定点	前項の小児科定点とする。			
内科定点	内科を標榜する医療機関（主として内科医療を提供しているもの）			
眼科定点	眼科を標榜する医療機関（主として眼科医療を提供しているもの）	(83)急性出血性結膜炎、(110)流行性角結膜炎	週単位 (月曜日から日曜日)	別記 様式 6-3
性感染症定点	産婦人科、産科、婦人科(産婦人科系)または、性病科、泌尿器科、皮膚科、皮膚泌尿器科(泌尿器科・皮膚科系)を標榜する医療機関（主として各々の標榜科の医療を提供しているもの）	(98)性器クラミジア感染症、 (99)性器ヘルペスウイルス感染症、 (100)尖圭コンジローマ、 (112)淋菌感染症	月単位	別記 様式 6-4
基幹定点	患者を300人以上収容する病院（小児科医療と内科医療を提供しているもの）	(90)インフルエンザ(鳥インフルエンザおよび流行性インフルエンザ等感染症を除く。)、 (96)新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)	週単位 (月曜日から日曜日)	別記 様式 6-2(2) 別記 様式 6-2(3)
		(92)感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものに限る。)、 (94)クラミジア肺炎(オウム病を除く。)、(95)細菌性髄膜炎(インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。)、 (106)マイコプラズマ肺炎、(107)無菌性髄膜炎		別記 様式 6-5
		(104)ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、 (108)メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、 (109)薬剤耐性緑膿菌感染症	月単位	別記 様式 6-6

別表 1

別表 1 患者定点の種別、担当すべき医療機関の条件、対象疾患、調査単位および報告様式

患者定点の種別	担当すべき医療機関の条件等	対象疾患	調査単位	報告様式
小児科定点	小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）	(88)RSウイルス感染症、(89)咽頭結膜熱、(91)A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、(92)感染性胃腸炎、(97)水痘、(101)手足口病、(102)伝染性紅斑、(103)突発性発しん、(105)ヘルパンギーナ、(111)流行性耳下腺炎	週単位 (月曜日から日曜日)	別記 様式 6-1
インフルエンザ/COVID19定点	以下の小児科定点と内科定点とする。	(90)インフルエンザ(鳥インフルエンザおよび新型インフルエンザ等感染症を除く。)、(96)新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)	週単位 (月曜日から日曜日)	別記 様式 6-2
小児科定点	前項の小児科定点とする。			
内科定点	内科を標榜する医療機関（主として内科医療を提供しているもの）			
眼科定点	眼科を標榜する医療機関（主として眼科医療を提供しているもの）	(83)急性出血性結膜炎、(110)流行性角結膜炎	週単位 (月曜日から日曜日)	別記 様式 6-3
性感染症定点	産婦人科、産科、婦人科(産婦人科系)または、性病科、泌尿器科、皮膚科、皮膚泌尿器科(泌尿器科・皮膚科系)を標榜する医療機関（主として各々の標榜科の医療を提供しているもの）	(98)性器クラミジア感染症、 (99)性器ヘルペスウイルス感染症、 (100)尖圭コンジローマ、 (112)淋菌感染症	月単位	別記 様式 6-4
基幹定点	患者を300人以上収容する病院（小児科医療と内科医療を提供しているもの）	(90)インフルエンザ(鳥インフルエンザおよび新型インフルエンザ等感染症を除く。)、 (96)新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)	週単位 (月曜日から日曜日)	別記 様式 6-2(2) 別記 様式 6-2(3)
		(92)感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものに限る。)、 (94)クラミジア肺炎(オウム病を除く。)、(95)細菌性髄膜炎(インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。)、 (106)マイコプラズマ肺炎、(107)無菌性髄膜炎		別記 様式 6-5
		(104)ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、 (108)メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、 (109)薬剤耐性緑膿菌感染症	月単位	別記 様式 6-6

別表 2・3

別表 2 患者定点の数

保健所名	急性呼吸器 感染症 (内科)	小児科	眼科	性感染症	基幹定点	計
大津市	5	8	2	3	1	19
草津	5	8	2	3	1	19
甲賀	3	4	1	1	1	10
東近江	4	5	1	2	1	14
彦根	3	4	1	1	1	10
長浜	3	4	1	1	1	10
高島	1	2	1	1	1	6
合計	24	35	9	12	7	88

* 性感染症定点数は、全県域において、産婦人科系と泌尿器科・皮膚科系がおおむね同数になるように指定する。

別表 3 病原体定点の数

保健所名	急性呼吸器 感染症 (内科)	小児科	眼科	性感染症	基幹定点	計
大津市	1	2	1	0	1	5
草津	1	2			1	4
甲賀	1	1			1	3
東近江	1	2			1	4
彦根	1	1			1	3
長浜	1	1			1	3
高島	1	1			1	3
合計	7	10	1	0	7	25

別記様式 6-1~6-2 (3) (略)

別表 2・3

別表 2 患者定点の数

保健所名	インフルエンザ/ COVID19 (内科)	小児科	眼科	性感染症	基幹定点	計
大津市	5	8	2	3	1	19
草津	5	8	2	3	1	19
甲賀	3	4	1	1	1	10
東近江	4	6	1	2	1	14
彦根	3	4	1	1	1	10
長浜	3	4	1	1	1	10
高島	1	2	1	1	1	6
合計	24	36	9	12	7	88

* 性感染症定点数は、全県域において、産婦人科系と泌尿器科・皮膚科系がおおむね同数になるように指定する。

別表 3 病原体定点の数

保健所名	インフルエンザ (内科)	小児科	眼科	性感染症	基幹定点	計
大津市	1	2	1	0	1	5
草津	1	2			1	4
甲賀	1	1			1	3
東近江	1	2			1	4
彦根	1	1			1	3
長浜	1	1			1	3
高島	1	1			1	3
合計	7	10	1	0	7	25

別記様式 6-1~6-2 (3) (略)

別記様式6-2 (4)

別記様式6-2(4)													週報	
感染症発生動向調査(急性呼吸器感染症定点)														
調査期間 令和 年 月 日～ 年 月 日										医療機関名				
	0歳	1～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上	合計	
急性呼吸器感染症	男													
	女													

別記様式6-3～6-7 (略)

(新設)

別記様式6-3～6-7 (略)